

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費について

令和元年10月1日より、消費税(国・地方)は10%へ引き上げられましたが、地方消費税交付金の増収分についてはその用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

余市町の令和8年度一般会計予算における収入見込み及び社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりとなります。

(歳入) 引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)	300,000 千円
(歳出) 社会保障経費その他社会保障施策に要する経費	3,221,622 千円

(社会保障経費その他社会保障施策に要する経費内訳)

事業名	経費	一般財源	
		千円	地方消費税交付金(社会保障財源化分)千円
	千円	千円	千円
社会福祉	障害者福祉事業	867,957	42,744
	高齢者福祉事業	201,203	25,476
	児童・母子福祉事業	842,721	38,946
	その他事業	41,576	6,559
	小計	1,953,457	113,725
社会保険	介護保険事業	382,265	68,004
	国民健康保険事業	186,782	17,605
	国民年金事業	112	
	小計	569,159	85,609
保健衛生	医療対策事業	597,341	84,299
	疾病予防対策事業	71,003	12,552
	健康増進対策事業	30,662	3,815
	小計	699,006	100,666
合計	3,221,622	1,576,208	300,000

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。